

設計認定基準（案） ～家庭用化粧品容器～

令和6年10月

経済産業省 イノベーション・環境局

GXグループ 資源循環経済課

家庭用化粧品容器の設計認定基準案

- 家庭用化粧品容器は、多様なデザインがある製品は※¹ 一律の認定基準を設定することが困難であるため、一定程度画一的なデザインの製品に対し、認定基準を設ける。
- 先行してシャンプー・リンス、ボディーウォッシュ、ハンドソープ容器について認定基準を策定する。
- 追加の認定基準については、業界動向等を踏まえ引き続き検討していく。

	本体容器	ボトル容器※ ²	フィルム容器※ ²
シャンプー・リンス ボディーウォッシュ ハンドソープ			
			

※製品画像：花王株式会社提供

※¹ 口紅、マスカラ、ファンデーション、化粧水等の容器

※² ボトル容器、フィルム容器は本体製品向けの詰替え・付替え製品。

家庭用化粧品容器の設計認定基準案

- 家庭用化粧品容器は、多様なデザインがある製品は一律の認定基準を設定することが困難であるため、一定程度画一的なデザインの製品に対し、認定基準を設ける。
- 先行してシャンプー・リンス、ボディーウォッシュ、ハンドソープ容器について認定基準を策定する。
- 詰替え・付替え可能な設計になっているが、実際には市場に詰替え・付替え製品が存在しないような場合は認定対象から除外する。
- 追加の認定基準については、業界動向等を踏まえ引き続き検討していく。

【詰替え・付替え】

要求事項 1

必ず満たすこと

詰替え・付替え
製品が
利用可能
であること



【3R】

要求事項 2

下記項目から、異なる領域で★★★★1項目&★★1項目を満たすこと

減量化

★★

or

減量化

★★★

再生プラスチック・
バイオマスプラスチックの利用

★★

or

再生プラスチック・
バイオマスプラスチックの利用

★★★

リサイクル性

★★

or

リサイクル性

★★★

容器の定義

- 家庭用化粧品容器として対象とする容器は以下の通り。

対象の容器

本体容器

(詰替え・付替え有り)

詰替え・付替え製品が利用可能な容器

ボトル等容器

フィルム容器ではなく、内容物が同一な本体容器への詰替え・付替えを目的としたボトル等の容器

フィルム容器

内容物が同一な本体容器への詰替え・付替えを目的としたフィルム製の容器

設計認定基準の全体像

- 詰替え・付替えが利用可能であること。
- 対象とする容器の種類ごとの基準として、商品群では一律の基準とすること。
- 減量化基準（リデュース）、再生材等の利用率（再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用）及びリサイクル性の向上（リサイクル）を設定。これら3項目における難易度を★で表現し、複数の項目において「★★★を1項目及び★★を1項目」以上満たすこと。

減量化基準

再生材等の利用率

リサイクル性の向上

各項目の難易度を
★★もしくは★★★で評価

設計認定基準

- 詰替え・付替えが利用可能であること。
- 下表のうち、複数の項目において、「★★★を1項目及び★★を1項目」以上満たすこと。

	本体容器	ボトル容器	フィルム容器
リデュース	単位入目量当たりの樹脂量 (ボトル、キャップ、ラベル込み)	単位入目量当たりの樹脂量 (ボトル、キャップ、ラベル込み)	単位入目量当たりの樹脂量 (フィルム、キャップ、ラベル込み)
プラスチックの 減量化	★★ 0.400 g/ml 以下 ★★★ 0.125 g/ml以下	★★ 0.0800 g/ml 以下 ★★★ 0.0550 g/ml 以下	★★ 0.0500 g/ml 以下 ★★★ 0.0230 g/ml 以下
再生プラス チック・バイオ マスプラスチッ クの利用	★★ 10%以上 PCR、PIR、バイオマスに適用 ★★★ 50%以上 PCR、PIRに適用。ただし、PIR の場合は比率0.5とする。	★★ 15%以上 PCR、PIR、バイオマスに適用 ★★★ 60%以上 PCR、PIRに適用。ただし、PIR の場合は比率0.5とする。	★★ 5%以上 PCR、PIR、バイオマスに適用 ★★★ 15%以上 PCR、PIRに適用。ただし、PIR の場合は比率0.5とする。
再生材等の 利用率			
リサイクル	★★	★★	★★
リサイクル性 の向上	★★★	★★★	★★★
	● ボトルが厚生省告示第370号に定める要件を満足するPET、PE、PPのいずれかで構成されていること。 ● ボトル本体が単一素材に分離可能であること。 ● フィラーを含まないこと。 ● PE、PPは比重0.97g/cm³未満とする。	● アルミ箔を使用していないこと。 ● 厚生省告示第370号に定める要件を満足する材料で構成されていること。	● 上記に加えて、 ● 単一素材とみなせる構成であること。

(注1) キャップ、ラベル、スパウト、二次包材、付属品（販促品を除く）を含めた容器全体に適用。

(注2) 工場出荷時点の製品に適用。

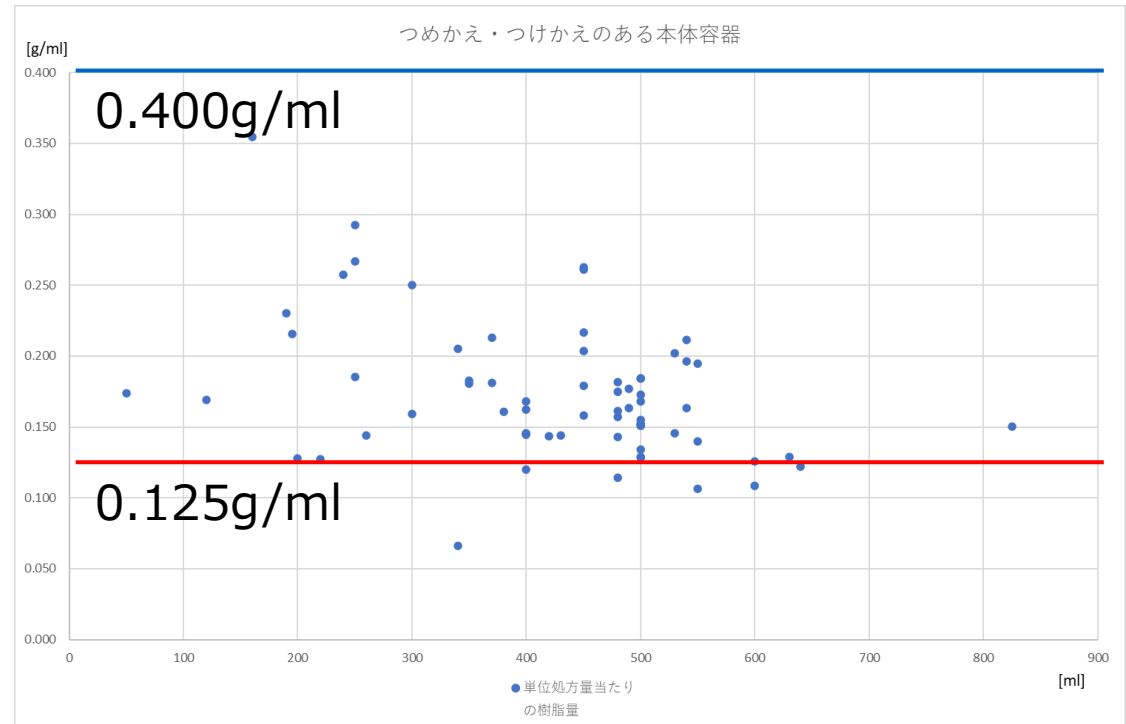
設計認定基準（リデュース）

- ★★は、詰替え・付替え仕様自体がプラスチック使用量の削減効果が大いことや業界方針を踏まえ、市場製品の数値を基準とする。
- ★★★は、市場製品のうち、10%程度が達成可能な水準とする。

本体容器

	本体容器
リデュース	単位入目量当たりの樹脂量 (ボトル、キャップ、ラベル込み)
プラスチック の減量化	★★ 0.400 g/ml※ ¹ 以下
	★★★ 0.125 g/ml 以下

(注) キャップ、ラベル、スパウト、二次包材、付属品
(販促品を除く)を含めた容器全体に適用。



※1 表示量単位が [g] の場合は [g/g] とする。

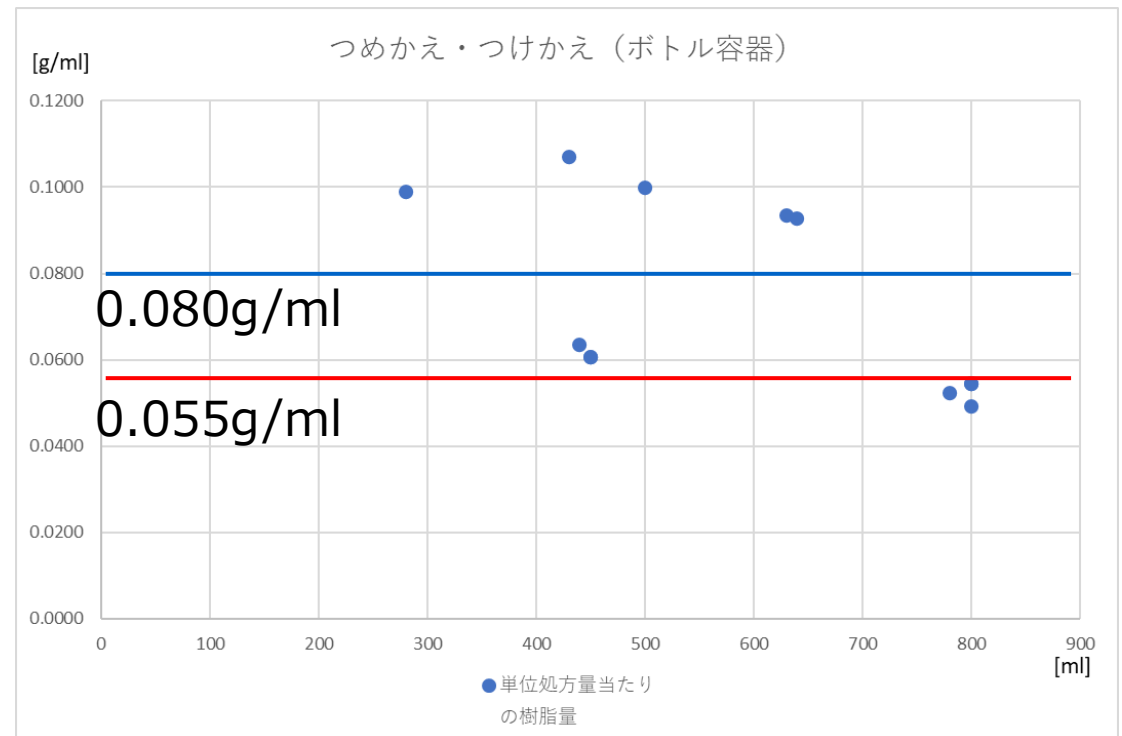
設計認定基準（リデュース）

- ★★は、市場製品のうち、50%程度が達成可能な水準とする。
- ★★★は、市場製品のうち、10%程度が達成可能な水準とする。

	ボトル容器
リデュース	単位入目量当たりの樹脂量 (ボトル、キャップ、ラベル込み)
プラスチック の減量化	★★ 0.080 g/ml※ ¹ 以下
	★★★ 0.055 g/ml 以下

(注) キャップ、ラベル、スパウト、二次包材、付属品
(販促品を除く)を含めた容器全体に適用。

ボトル容器



※ 1 表示量単位が [g] の場合は [g/g] とする。

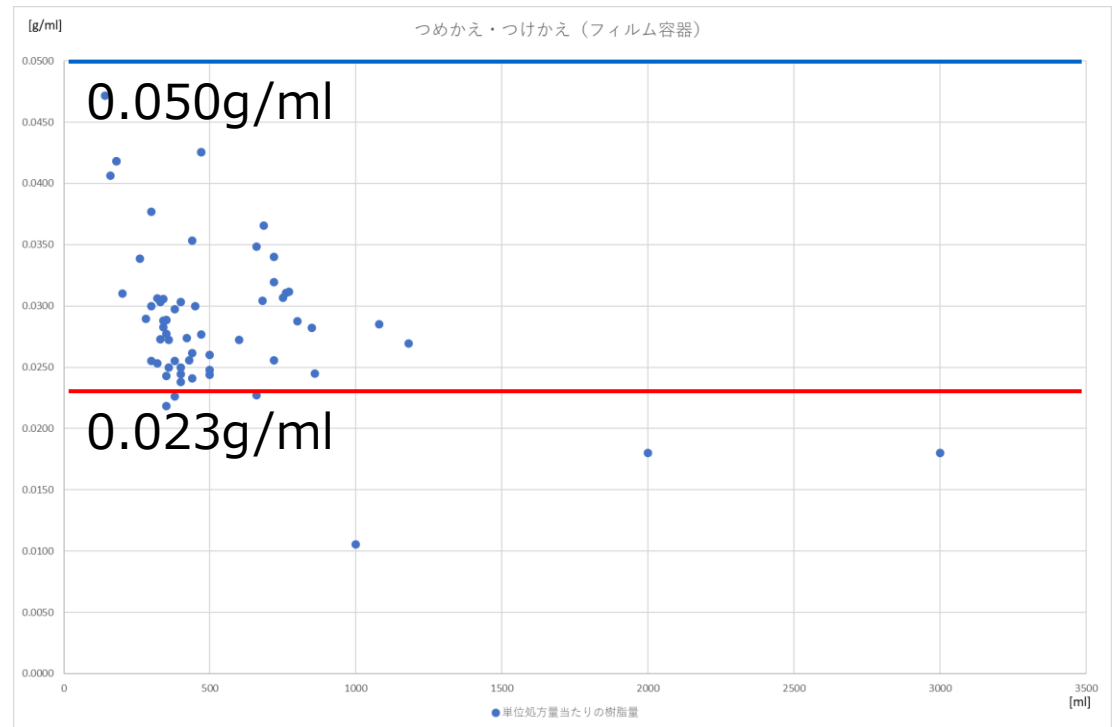
設計認定基準（リデュース）

- ★★は、詰替え・付替え仕様自体がプラスチック使用量の削減効果が大いことや業界方針を踏まえ、市場製品の数値を基準とする。
- ★★★は、市場製品のうち、10%程度が達成可能な水準とする。

フィルム容器

	フィルム容器
リデュース	単位入目量当たりの樹脂量 (ボトル、キャップ、ラベル込み)
プラスチック の減量化	★★ 0.050 g/ml※ ¹ 以下
	★★★ 0.023 g/ml 以下

(注) キャップ、ラベル、スパウト、二次包材、付属品
(販促品を除く)を含めた容器全体に適用。



※1 表示量単位が [g] の場合は [g/g] とする。

設計認定基準（再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用）

- ★★は、エコマーク相当の基準値を設定。
- ★★★は、業界目標等を踏まえ、PCRを利用しなければ達成できない基準に設定。

	本体容器	
再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用 再生材等の利用率	★★	10%以上 PCR、PIR、バイオマス※ ¹ に適用
	★★★	50%以上 PCR、PIRに適用。ただし、PIRの場合は比率0.5とする。

★★の数値について

- ・ エコマークの基準値（25%）は、ボトル単体のみに適用。
- ・ 本基準では、キャップ、ラベル等を含む容器全体に適用するため、容器全体に占めるボトル重量の比率（0.5～0.6）を掛け合わせ基準値を調整。（ $25\% \times 0.5 = 12.5\%$ ）
- ・ 業界として再生材利用を促進する方針を踏まえ、10%以上とする。

★★★の数値について

- ・ PCRとPIRの比率はエコマーク基準に沿って設定。バイオマス使用率は、技術的ハードルが高くないため設定しない。
- ・ 本体容器において、容器全体に占めるボトル重量は50～60%程度であり、本基準において、ボトルにPIRを100%利用しても、再生材の利用率は容器全体で25～30%となり、PCRを利用しなければ達成できない基準に設定。

（参考）エコマークのプラスチック製容器包装における再生材基準

- ・ 容器包装の重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は25%以上、プレコンシューマ材料の場合は50%以上であること。
- ・ ラミネート包装材については、容器包装の重量に占める再生プラスチックの重量割合が10%以上であること。

設計認定基準（再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用）

- ★★は、エコマーク相当の基準値を設定。
- ★★★は、業界目標等を踏まえ、PCRを利用しなければ達成できない基準に設定。

	ボトル容器	
再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用 再生材等の利用率	★★	15%以上 PCR、PIR、バイオマス※ ¹ に適用
	★★★	60%以上 PCR、PIRに適用。ただし、PIRの場合は比率0.5とする。

★★の数値について

- ・ エコマークの基準値（25%）は、ボトル単体のみに適用。
- ・ 本基準では、キャップ、ラベル等を含む容器全体に適用するため、容器全体に占めるボトル重量の比率（0.75～0.80）を掛け合わせ基準値を調整。（ $25\% \times 0.75 = 18.75\%$ ）
- ・ 業界として再生材利用を促進する方針を踏まえ、15%以上とする。

★★★の数値について

- ・ PCRとPIRの比率はエコマーク基準に沿って設定。バイオマス導入は、技術的ハードルが高くないため設定しない。
- ・ ボトル容器において、容器全体に占めるボトル重量は75～80%程度であり、本基準において、ボトルにPIRを100%利用しても、再生材の利用率は容器全体で37.5～40.0%となり、PCRを利用しなければ達成できない基準に設定。

（参考）エコマークのプラスチック製容器包装における再生材基準

- ・ 容器包装の重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は25%以上、プレコンシューマ材料の場合は50%以上であること。
- ・ ラミネート包装材については、容器包装の重量に占める再生プラスチックの重量割合が10%以上であること。

設計認定基準（再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用）

- ★★は、業界方針を踏まえ、再生材等を利用してれば達成可能な基準を設定。
- ★★★は、業界目標等を考慮し、PCRの利用を優位に設定。

	フィルム容器	
再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用 再生材等の利用率	★★	5%以上 PCR、PIR、バイオマス※ ¹ に適用
	★★★	15%以上 PCR、PIRに適用。ただし、PIRの場合は比率0.5とする。

★★の数値について

- ・ フィルム容器への再生材等の利用は、ボトルと比較しても、技術的・経済的観点でハードルが高く、業界全体で見ても再生材等の利用が進んでいない。
- ・ 再生材等の利用を促進するため、業界方針を踏まえ、5%以上とする。

★★★の数値について

- ・ PCRとPIRの比率はエコマーク基準に沿って設定。バイオマス導入は、技術的ハードルが高くないため設定しない。
- ・ フィルム容器を構成する各層の1つであるシーラント層にPCR材を20%程度使用する、又は各層に複合的に再生材を使用すれば達成可能な数値を設定。
- ・ 再生材利用が進んでいる市場製品でも、PIR材又はPCR材の使用が20～30%に留まっている。

（参考）エコマークのプラスチック製容器包装における再生材基準

- ・ 容器包装の重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は25%以上、プレコンシューマ材料の場合は50%以上であること。
- ・ ラミネート包装材については、容器包装の重量に占める再生プラスチックの重量割合が10%以上であること。

設計認定基準（リサイクル）

- ★★、★★★は、国内外のリサイクル適正に関するガイドライン等※¹を参考に基準を設定。
- ★★は、国内外のガイドライン等において理想とされる基準を基に設定。

	本体容器、ボトル容器	
リサイクル リサイクル性の向上	★★	・ ボトルが食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）に定める要件※²を満足するPET、PE、PPのいずれかで構成されていること。 ・ ボトル本体が単一素材に分離可能であること。 ・ 充填剤※³を含まないこと。 ・ PE、PPは比重0.97g/cm³未満であること。
	★★★	上記に加えて、 ・ ボトルがPETであれば無着色、PE又はPPであれば無着色又は白であること。 ・ 容器への直接印刷がないこと※⁴。 ・ ラベル等はリサイクル時に剥離・分離することができること※⁵。 ・ キャップなどの付属品を取り外せること※⁶。

※¹ PETボトルの自主設計ガイドライン：https://www.petbottle-rec.gr.jp/guideline/pdf/guideline_04.pdf?20230331

リサイクルのための包装設計ガイドライン：<https://www.jpi.or.jp/info/data/240109.pdf>

※² リサイクル後の最低限の安全性を担保するために設定。必須項目は告示370号第3のAの1～7、告示370号第3のDの2。

※³ JIS K 6900（335 filler 充てん剤）における定義：強さ、耐久性、作業特性又はその他の性能を改質するため、又は価格を引下げるためにプラスチックに加える比較的不活性な固体材料。

※⁴ 製造所固有記号・ロット印字等の微細な表示やレーザー印字などのインキを使用しない印刷は除く。

※⁵ 化粧品や医薬部外品の表示に関しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に従い、表示要件を満たすことが求められていることに引き続き留意し、使用完了までは固着されていること。

※⁶ 飾りパーツ、肩カバー、底カバーなどのすべての付属品。

設計認定基準（リサイクル）

- ★★、★★★は、国内外のリサイクル適正に関するガイドライン等※¹を参考に基準を設定。
- ★★は、国内外のガイドライン等において理想とされる基準を基に設定。

	フィルム容器	
リサイクル	★★	・ アルミ箔を使用していないこと。 ・ 食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）に定める要件※¹を満足する材料で構成されていること。
リサイクル性の向上	★★★	・ 上記に加えて、 ・ 単一素材とみなせる構成であること※²。

※¹ リサイクル後の最低限の安全性を担保するために設定。必須項目は告示370号第3のAの1～7、告示370号第3のDの2。

※² ポリオレフィン（PP、PEの積層）は許容するが、各層はPE、PP単体で構成されており、それぞれがリサイクル可能であること。
バリア層としてSiO_x蒸着、AlO_x蒸着のコーティングは可。
Cl元素を含まないコーティングは可。（アルミ蒸着やEVOH等の樹脂バリア層は不可）